

浜松市健康危機管理基本指針

1 目的

この指針は、市民の生命、健康を脅かす事態に対し、的確に対応するため健康危機管理の基本的な枠組みについて定める。

2 定義

- (1) この指針において、健康危機とは、医薬品、医薬用外毒物・劇物、食中毒、感染症、飲料水等の原因により生じる、市民の生命、健康を脅かす事態をいう。
- (2) この指針において、健康危機管理（以下「危機管理」という。）とは、健康危機に対応して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療に関する情報収集及び提供等の業務であって、保健所の所管に属するものをいう。
- (3) この指針において、健康危機情報（以下「危機情報」という。）とは、健康危機に関する情報をいう。

3 担当課及び保健所浜北支所の分担業務

危機管理担当課及び保健所浜北支所の分担業務は、次のとおりとする。

担当課等	分担業務
保健総務課	基本指針に関すること 保健活動の調整に関すること 医薬品及び医薬用外毒物・劇物中毒に関すること 保健所内の連絡・調整に関すること
生活衛生課	食中毒に関すること 飲料水の事故に関すること
保健予防課	感染症に関すること 健康相談に関すること
保健環境研究所	試験検査に関すること
保健所浜北支所	所管区域内の危機情報の入手及び調査並びに連絡

※ 上記以外の業務の分担は、保健所長が決定する。

4 危機管理業務従事者の心得

危機管理業務に従事するにあたっては、市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、最善の対応ができるように努めるものとする。

5 浜松市地域防災計画との関係

地震等の災害に起因する健康危機については、浜松市地域防災計画に基づく総合的な対策により対応するものとする。

6 担当課及び保健所浜北支所の業務

(1) 担当課及び保健所浜北支所が、危機情報を入手した場合には速やかに保健所長に連絡するものとする。保健所長は当該危機情報を担当課に速やかに伝達し、担当すべき課が明確でない危機情報については、保健所長が担当課を決定する。

ただし、保健所長不在の場合は保健総務課長が代行する。

(2) 担当課は、危機情報に関し、広範囲な収集及び分析に努めるものとする。

(3) 担当課は、その所掌する事務に関わる危機情報の危険のレベルについて、被害の重篤度、規模、治療の方法の有無等を勘案して、可能な限り客観的資料の作成に努めるものとする。

(4) 担当課及び保健所浜北支所は、発生区域の状況に応じて相互に協力し合うものとする。

(5) 担当課は、市域を超えた対応が必要となる重要な危機情報を入手したときは、その重要度に応じ速やかに当該情報を厚生労働省及び静岡県等の関係機関に連絡するものとする。

(6) 担当課は、担当課以外の関係機関の所掌する事務事業に関わる危機情報を入手したときは、当該関係機関に迅速に情報を提供するとともに、密接に情報交換を行うものとする。

7 保健所長の業務

(1) 保健所長は、担当課が収集した情報・知見をもとに、別表の判定基準により、必要があると認めるときは、健康危機管理対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、速やかに対策（対策を講じない旨の決定を含む。）を決定し、健康福祉部長に報告するものとする。

(2) 保健所長は、別表の判定基準による健康危機のレベルが2以上であると判断したときは、速やかに健康福祉部長に報告し、指示を求めるものとする。

8 健康危機管理対策委員会

(1) 健康危機管理対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、危機管理に関しての対策の決定を行った場合には、状況に応じ、調査のための体制を整備し、情報知見の蓄積に努めるとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策を見直すものとする。

(2) 対策委員会の組織及び所掌事務等については別途設置要綱により定める。

9 健康危機管理原因分野別要綱

担当課は、対策決定に伴う調査、検査、防疫等の対応を迅速、適切に行うため、危険度や発生規模に応じた活動体制をあらかじめ原因分野別に要綱として定めておくものとし、事件発生の際は当該要綱等を基本に対処するものとする。

10 健康危機対策本部の設置等

- (1) 健康福祉部長は、別表の判定基準による健康危機がレベル3と判断した場合、副市長に報告し、健康危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。副市長は危機の程度がレベル4と判断し、さらに対策を強化する必要があると認めた場合市長に報告し、危機管理監と連携した全庁規模の対策本部を設置するものとする。
- (2) 対策本部の名称、組織、所掌事務等については、第9の原因分野別の要綱に定めるものとする。
- (3) 対策本部設置後は、対策委員会の所掌事務・組織等の機能は対策本部の所掌事務・組織等の一部に移行し、対策委員会を廃止するものとする。

11 支援要請

- (1) 広域的かつ大規模集団発生等の重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大を防止するための緊急対策を実施するため、関係機関、団体等に対し支援を要請するものとする。なお、支援要請については、第9に規定する要綱に定めるもののほか、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定に基づくものとする。

12 危険情報等の提供

危険情報については、別表の判定基準により適宜、報道機関、本市の広報媒体等を通じて広く市民に対し情報提供するとともに、関係団体等を通じて関係者への情報提供を図るものとする。

附 則

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

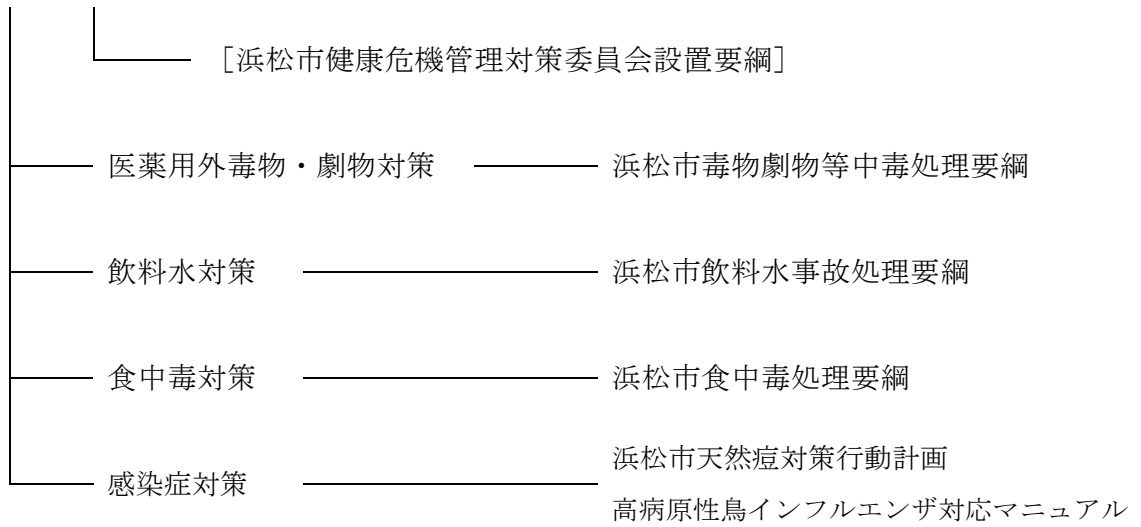
この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年7月1日から施行する。

浜松市健康危機管理対策に係る各規程の体系図

浜松市健康危機管理基本指針



別表 対策本部設置等の判定基準

レベル	健康危機の内容	レベル決定者	職員の招集及び対応	対策委員会・対策本部の設置	報告	報道機関
1	(1) 散发例で周辺地域への影響がない事例 (2) 集団発生例のうち周辺地域への影響が想定されない事例	保健所長	平常勤務体制の中で担当課及び保健環境研究所で対応		保健所長（場合により健康福祉部長） 責任者 担当課長	担当課長 責任者 担当課長
2	(1) 集団発生例で、周辺地域へ拡大の事例 (2) 散发発生が、市内で広域に発生する事例 (3) 近年国内で発生例のない散发事例	健康福祉部長	平常勤務体制の中で保健所及び保健環境研究所で対応	対策委員会	健康福祉部長 責任者 保健所長	健康福祉部長及び保健所長 責任者 担当課長
3	(1) 大規模集団発生例で、市内への広域拡大の事例 (2) 散发発生が、市内で広域に発生し、死者が発生した事例 (3) 国内で発生例のない集団発生事例 (4) 国際的に注目、全国的発生、社会的に問題となるような事例	副市長	保健所全職員及び保健環境研究所を直ちに招集して対応	対策本部	副市長 （場合により市長） 責任者 健康福祉部長	副市長 責任者 健康福祉部長
4	(1) 天然痘や事例のない毒物・劇物を原因物質とする事件 (2) 上記発生例で市長がさらに対策を強化する必要があると認めた事例	市長	市関係職員を直ちに招集して対応	対策本部	市長 責任者 危機管理監 健康福祉部長	市長 責任者 危機管理監 健康福祉部長

健康危機管理連携・支援協力体制

